製品プラスチック

分別収集に関するお知らせ

製品プラスチックのリサイクル推進に向けて、一部の地区で試験的に分別収集を実施します。 環境負担軽減のため、皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

期間

令和7年

10月~12月の3か月

収集日

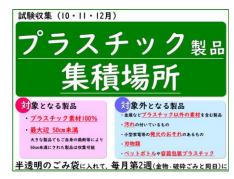
毎月第<mark>2</mark>週 (金物・破砕ごみ排出日) 10月13日、11月10日、12月8日

出し方

半透明のごみ袋に入れて、

資源ごみの集積場所にお出しください。

対象となる集積場所には、 サインを設置しております。



製品プラスチック

- ①プラスチック素材100%
- ②最大辺50cm未満

大きな製品でもご自身の裁断等により 50cm未満にされた製品は収集可能です。

お問い合わせ:小松市環境推進課(0761-24-8069)

製品プラスチック



分別収集の仕方

分別収集の対象となる

製品プラスチック

- ★以下2点を満たすものです。
- プラスチック素材100%
- ・最大辺**50cm未満**

対象外

・金属など プラスチック以外の素材を含むもの

製品

- ·汚れの付いているもの
- ・小型家電等の発火の恐れのあるもの
- · 刃物類
- ・ペットボトルや容器包装プラスチック

〈例〉





(予えマークのあるもの)